

第55回 茨本市新型コロナウイルス対策本部会議

◇ 日 時 令和5年2月24日(金曜日)
(書面開催)

《次 第》

1 開 会

2 案 件

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について
- (2) 市職員のマスク着用等について
- (3) 「Withコロナ体制」への移行に向けた対応について
 - ①市主催（共催事業を含む）事業の中止に伴う参加料等について
 - ②新型コロナウイルス関連支援事業見直し一覧

3 その他

4 閉 会

【令和3年11月25日第61回対策本部会議決定事項（修正「大阪モデル」について）】

- ◆ ステージ移行については、指標の目安の到達状況を踏まえつつ、感染状況や医療提供体制の状況、感染拡大の契機も十分に考慮し、専門家の意見を聴取したうえで、対策本部会議で決定する。

【大阪モデルの状況】

- ◆ 2月23日に「警戒（黄信号）」解除の目安に到達。

警戒解除の目安		2/16	2/17	2/18	2/19	2/20	2/21	2/22	2/23
病床使用率	7日間連続 20%未満	20.2%	19.0%	18.3%	18.6%	18.7%	16.3%	14.7%	13.7%
重症病床使用率	7日間連続 10%未満	6.8%	6.1%	6.5%	6.5%	6.5%	5.6%	4.9%	4.8%
信号	上記全てが目安に達した場合 緑								
(参考) 新規陽性者数の前週増加比		0.65	0.64	0.62	0.68	0.69	0.64	0.65	0.66

○2月23日に、大阪モデルの指標が「警戒（黄信号）」解除の目安に到達したことから、
 「警戒（黄信号）」から「警戒解除（緑信号）」に移行する。（適用日：2月24日）

災 対 第 2964 号

令和5年2月24日

市 町 村 長 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

大阪府では、1月31日以降、府内の感染状況を示す基準である「大阪モデル」について、「警戒（黄信号）」に移行していましたが、府民・事業者のご協力により、病床使用率が7日間連続で20%を下回り、大阪モデル「警戒（黄信号）」解除の目安に達しました。

このような状況を踏まえ、本日、第86回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を書面開催し、大阪モデル「警戒解除（緑信号）」に移行するとともに、3月13日から5月7日までの府民等への要請等を決定いたしましたので、引き続き、感染防止対策の徹底にご協力をお願いいたします。

また、本会議で決定された要請内容等について、ホームページやSNS等での周知につきましても、ご協力いただきますようお願いいたします。

別添資料1 府民等への要請

参考資料 厚生労働省「令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方」

別添資料2 第86回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

(ご参考)

対策本部会議の資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

(大阪府ホームページ) 大阪府新型コロナウイルス対策本部

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/86kaigi.html

問い合わせ先

災害対策課 健康危機事象対策チーム

電話 06-6941-0351 (内線 4955・4947)

府民等への要請

別添資料1

- 1 区域 大阪府全域
- 2 要請期間 令和5年3月13日～5月7日
(ただし、今後の感染状況に応じて要請内容の変更を判断)
- 3 実施内容 次ページ以降のとおり

3 実施内容

①府民への呼びかけ（特措法第24条第9項に基づく）

- 感染防止対策（3密の回避、手洗い、こまめな換気等）の徹底
 - 早期のワクチン接種（子どものワクチン接種を含む）を検討すること（法に基づかない働きかけ）
-
- 高齢者の命と健康を守るため、高齢者※1及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること
※1 基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む
 - 旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控えること
 - 高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること(オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること)
 - 高齢者※1の同居家族が感染した場合、高齢者の命を守るため、感染対策が取れない方は、積極的に宿泊療養施設において療養すること
 - 会食を行う際は、**ゴールドステッカー認証店舗を推奨**

②市町村への要請 (特措法第24条第9項に基づく)

- 高齢者施設の入所者等で希望する方への早期のワクチン接種を促進すること

③高齢者施設への要請 (特措法第24条第9項に基づく)

- 早期のワクチン接種に協力すること
- 施設における基本的な感染防止対策を強化・徹底すること
- 面会時は、感染防止対策を徹底すること(オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること)
- 入居系・居住系施設の従事者等への頻回検査(3日に1回)を実施すること
- 施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること

④医療機関への要請 (特措法第24条第9項に基づく)

○ 連携医療機関・往診医療機関等は、高齢者施設に対する早期のワクチンの接種に協力すること

○ 基本的な感染防止対策を強化・徹底するとともに、自院入院患者が陽性と判明した場合は、当該医療機関で原疾患とあわせコロナ治療を継続すること

○ 地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと

○ 地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設等の感染制御の支援を推進すること

⑤ 大学等への要請（特措法第24条第9項に基づく）

- オミクロン株対応ワクチンの早期接種を検討するよう周知徹底すること**（法に基づかない働きかけ）
- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること
- 学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること
 - ・ 旅行や、自宅・友人宅での飲み会
 - ・ 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食
- 療養証明・陰性証明の提出を求めないこと
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

⑥ 経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- オミクロン株対応ワクチンの早期接種を検討するよう周知徹底すること**（法に基づかない働きかけ）
- 療養証明・陰性証明の提出を求めないよう周知徹底すること
- 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- 業種別ガイドラインを遵守すること

⑦ イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む） （特措法第24条第9項に基づく）

○ 主催者等に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請

	感染防止安全計画策定 ※3	その他（安全計画を策定しないイベント）
人数上限 ※2	収容定員まで	5000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
収容率 ※2	100%	100%

- ◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること
- ◆ 「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること
- ◆ イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底を行うこと

- ※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む
- ※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること
- ※3 参加人数が5000人超かつ収容率50%超のイベントに適用
- ※4 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする

⑧施設について（府有施設を含む） 飲食店等への要請（第24条第9項に基づく）

対 象 施 設

【飲食店】

飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)

【遊興施設】

キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

【結婚式場等】

飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合

【全ての飲食店等への要請】

- カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること

【ゴールドステッカー認証を受けていない店舗への要請】

- 同一グループ・同一テーブル4人以内
（5人以上の入店案内は控えること）
- 利用者に対し、2時間程度以内での利用を求めること

●施設について（府有施設を含む）

飲食店以外への要請（法に基づかない働きかけ）

施設の種類	内 訳	働きかけ内容（1000㎡超の施設）
商業施設	大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○ 感染防止対策の徹底
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

●施設について（府有施設を含む）

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

施設の種類	内 訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	【人数上限・収容率】 イベント開催時は、 イベント開催制限と同じ 【その他】 （法に基づかない働きかけ） ○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○ 感染防止対策の徹底
遊興施設	ライブハウス※	
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館 等	

※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請

感染防止認証ゴールドステッカー 制度概要

参考1

概要

感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる環境整備につながる、認証制度。

対象

飲食店（但し、テイクアウト等を除く）

認証基準

以下の例示を含む、全ての基準を満たすことが必要

- （例）
- ・座席間隔の確保（正面着座でも1m以上の距離の確保によりパーティション不要）
 - ・手指消毒の徹底
 - ・換気の徹底、CO2センサーの設置
 - ・ビュッフェスタイルでの手指消毒の徹底によるトングや箸の共用

問合せ

感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター（開設中）

電話番号：06-6131-6280

開設時間：平日9時30分～17時30分



令和5年5月8日の基本的対処方針廃止後、同日付で「感染防止認証ゴールドステッカー」及び「感染防止宣言ステッカー」制度を廃止

国によるマスク着用の見直し及び各種措置終了の考え方

参考2

(1) マスク着用の考え方の見直し(令和5年2月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

- 行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本
- 政府は各個人の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面等を示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨
- マスク着用の考え方の見直しは、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して3月13日から適用、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用

<着用が効果的な場面>

- 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨
 - ・ 医療機関受診時
 - ・ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - ・ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時(当面の取扱)
- 新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知

<事業者における対応>

- 事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される

<学校における対応>

- 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。4月1日より前に実施される卒業式におけるマスク着用については児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とする

(2) 感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針(令和5年1月27日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

- 5月8日から新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけ
- 5類感染症に位置づけに伴い、特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」も廃止
- 基本的対処方針の廃止に伴い、飲食店における第三者認証制度及び感染防止安全計画等によるイベント開催制限も5月8日付で廃止

(令和5年2月10日付 国事務連絡)

特措法に基づく要請等コールセンター

特措法に基づく要請内容などにかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

開設時間：平日9時30分～17時30分

受付電話番号：06-6131-6408

※府ホームページ上にもFAQを掲載

第 86 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

第 86 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の概要は、以下のとおりです。

1. 日時 : 令和 5 年 2 月 24 日 (金) 書面開催

【結果概要】**(1) 現在の感染状況・療養状況等**

- 直近 1 週間の新規陽性者数は、1 日あたり約 1,010 人であり、年明け以降、減少傾向が続いている。陽性率も減少傾向。
- 病床使用率 (全体、重症、軽症中等症)、宿泊療養施設居室使用率は、いずれも減少傾向。

(2) 大阪モデルについて

- 2 月 17 日に、病床使用率が 20%未満 (19.0%) となり、7 日間連続で 20%未満が継続。重症病床使用率も 10%未満が継続しており、2 月 23 日に、「警戒 (黄信号)」解除の目安に到達。
- このため、本日 (2 月 24 日)、「警戒 (黄信号)」から「警戒解除 (緑信号)」に移行する。

(3) 大阪府における感染拡大防止に向けた取組み

- 国の方針を受けて、3 月 13 日から、マスク着用の要請を解除する。(3 月 13 日以降は、マスク着用は個人の判断が基本)
- その他の感染拡大防止に向けた要請内容は、継続。
- 令和 5 年 5 月 8 日の基本的対処方針廃止後、同日付で「感染防止認証ゴールドステッカー」及び「感染防止宣言ステッカー」制度を廃止

恐れいますが、会議資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

(大阪府ホームページ) 大阪府新型コロナウイルス対策本部

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/86kaigi.html

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、大阪府から令和5年2月24日付け災対第2964号で示された「府民等への要請」等を踏まえ、下記のとおり決定します。

記

1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について

- (1) 期 間：令和5年2月24日～5月7日
- (2) 対 応：適切な感染防止策等（※）の実施を条件とします。
- (3) その他：市主催（共催含む）のイベント等、公共施設の休館等（別添のとおり）については市ホームページ等で周知します。

2 参考資料

令和5年2月24日付け災対第2964号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて」

※：適切な感染防止策等（府民等への要請より）

▶ イベント開催の要件は以下のとおり

	感染防止安全計画策定 ※3	その他（安全計画を策定しないイベント）
人数上限 ※2	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
収容率 ※2	100%	100%

◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること

◆ 「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること

◆ イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底を行うこと

※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む

※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること

※3 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

※4 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どりの開館、△：一部閉館、×：閉館					
施設名		2/1 ～ 3/12	対策等	3/13 ～ 5/7	対策等
庁舎・出張所	本庁・合同庁舎	○		○	
	北辰出張所	○		○	
斎場		○	3密対策を講じて開場。	○	3密対策を講じて開場。
福祉文化会館（オークシアター）		○		○	
市民総合センター（クリエイティブセンター）		○		○	
教育センター		○	感染予防対策を徹底した上で、貸室を行う。	○	感染予防対策を徹底した上で、貸室を行う。
消費生活センター		○		○	
市民活動センター		○		○	
男女共生センターローズWAM		○		○	
生涯学習センターきらめき		○		○	
保健	保健医療センター	○	感染症予防対策を徹底する。	○	感染症予防対策を徹底する。
	こども健康センター	○		○	
東保健福祉センター		○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。	○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。
西保健福祉センター		○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。	○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。
南保健福祉センター		○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。	○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用者間の間隔を十分に確保し、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。	○	感染防止対策（3密の回避、手洗い、こまめな換気等）を徹底した上で事業を実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。 なお、高齢者等重症化リスクの高い者が多く利用する施設のため、マスクの着用を推奨する。
	福井多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用者間の間隔を十分に確保し、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。	○	感染防止対策（3密の回避、手洗い、こまめな換気等）を徹底した上で事業を実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。 なお、高齢者等重症化リスクの高い者が多く利用する施設のため、マスクの着用を推奨する。
	葦原多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用者間の間隔を十分に確保し、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。	○	感染防止対策（3密の回避、手洗い、こまめな換気等）を徹底した上で事業を実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。 なお、高齢者等重症化リスクの高い者が多く利用する施設のため、マスクの着用を推奨する。
	沢池多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用者間の間隔を十分に確保し、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。	○	感染防止対策（3密の回避、手洗い、こまめな換気等）を徹底した上で事業を実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。 なお、高齢者等重症化リスクの高い者が多く利用する施設のため、マスクの着用を推奨する。
	西河原多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用者間の間隔を十分に確保し、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。	○	感染防止対策（3密の回避、手洗い、こまめな換気等）を徹底した上で事業を実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。 なお、高齢者等重症化リスクの高い者が多く利用する施設のため、マスクの着用を推奨する。
	南茨木多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用者間の間隔を十分に確保し、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。	○	感染防止対策（3密の回避、手洗い、こまめな換気等）を徹底した上で事業を実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。 なお、高齢者等重症化リスクの高い者が多く利用する施設のため、マスクの着用を推奨する。
	いきいき交流広場	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用者間の間隔を十分に確保し、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。	○	感染防止対策（3密の回避、手洗い、こまめな換気等）を徹底した上で事業を実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。 なお、高齢者等重症化リスクの高い者が多く利用する施設のため、マスクの着用を推奨する。
	コミュニティデイハウス 街かどデイハウス	○ ○	マスク会食を徹底した上で食事の提供を実施。 カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。	○ ○	感染防止対策（3密の回避、手洗い、こまめな換気等）を徹底した上で事業を実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。 なお、高齢者等重症化リスクの高い者が多く利用する施設のため、マスクの着用を推奨する。
障害者（児）福祉	障害福祉センターハートフル	○	感染予防に留意しながら事業を実施	○	感染予防に留意しながら事業を実施
	障害者就労支援センターかしの木園	○	感染予防に留意しながら事業を実施	○	感染予防に留意しながら事業を実施
	障害者生活支援センターともしび園	○		○	
	あけぼの学園	○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ	○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ
	すくすく親子教室	○	見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施	○	見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施
子育て支援	子育て支援総合センター	○	感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。	○	感染予防対策を徹底する。
	子育てすこやかセンター	○	感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。	○	感染予防対策を徹底する。

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		2/1 ～ 3/12	対策等	3/13 ～ 5/7	対策等
体育館	市民体育館	○		○	
	福井市民体育館	○		○	
	南市民体育館	○		○	
	東市民体育館	○		○	
プール	西河原市民プール	○		○	
	中条市民プール	×	夏期のみ開場	×	夏期のみ開場
	五十鈴市民プール	○		○	
運動広場・グラウンド・庭球場等	東雲運動広場グラウンド	○		○	
	春日丘運動広場グラウンド	○		○	
	若園運動広場グラウンド	○		○	
	福井運動広場グラウンド	○		○	
	桑原運動広場グラウンド	○		○	
	桑原運動広場フットサル場	○		○	
	桑原ふれあい運動広場	○		○	
	中央公園北グラウンド	○		○	
	中央公園南グラウンド	○		○	
	島3号公園大グラウンド	○		○	
	島3号公園小グラウンド	○		○	
	西河原公園北グラウンド	○		○	
	西河原公園南グラウンド	○		○	
	若園公園グラウンド	○		○	
	水尾公園グラウンド	○		○	
	沢良宜公園グラウンド	○		○	
	忍頂寺スポーツ公園グラウンド	○		○	
	東雲運動広場庭球場	○		○	
	春日丘運動広場庭球場	○		○	
	福井運動広場庭球場	○		○	
	桑原運動広場庭球場	○		○	
	若園公園庭球場	○		○	
	西河原公園北庭球場	○		○	
	西河原公園南庭球場	○		○	
	忍頂寺スポーツ公園庭球場	○		○	
	郡山公園庭球場	○		○	
	西河原公園屋内運動場	○		○	
春日丘運動広場弓道場	○		○		
IBALAB@広場	○		○		
忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘	○		○		

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		2/1 ～ 3/12	対策等	3/13 ～ 5/7	対策等
コミュニティセンター	葦原コミュニティセンター	○	※沢池コミュニティセンターは改修工事につき閉館	○	※沢池コミュニティセンターは改修工事につき閉館
	中津コミュニティセンター	○		○	
	庄栄コミュニティセンター	○		○	
	水尾コミュニティセンター	○		○	
	郡コミュニティセンター	○		○	
	西河原コミュニティセンター	○		○	
	穂積コミュニティセンター	○		○	
	畑田コミュニティセンター	○		○	
	東コミュニティセンター	○		○	
	豊川コミュニティセンター	○		○	
	彩都西コミュニティセンター	○		○	
	三島コミュニティセンター	○		○	
	大池コミュニティセンター	○		○	
	春日コミュニティセンター	○		○	
	東奈良コミュニティセンター	○		○	
	沢池コミュニティセンター	×		×	
山手台コミュニティセンター	○	○			
玉櫛コミュニティセンター	○	○			
公民館	茨木公民館	○	※春日丘公民館は改修工事につき閉館	○	※春日丘公民館は改修工事につき閉館
	春日丘公民館	×		×	
	中条公民館	○		○	
	安威公民館	○		○	
	玉島公民館	○		○	
	福井公民館	○		○	
	清溪公民館	○		○	
	見山公民館	○		○	
	石河公民館	○		○	
	太田公民館	○		○	
	太田公民館分室	○		○	
	天王公民館	○		○	
	郡山公民館	○		○	
	耳原公民館	○		○	
	白川公民館	○		○	
西公民館	○	○			

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		2/1 ～ 3/12	対策等	3/13 ～ 5/7	対策等
いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター	○		○	
	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	○		○	
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	○		○	
文化施設	文化財資料館	○		○	
	キリシタン遺物史料館	○		○	
	川端康成文学館	○		○	
	市立ギャラリー	○		○	
プラネタリウム（天文観望室）		○		○	
青少年	上中条青少年センター	○		○	
	青少年野外活動センター	○		○	
図書館（富士正晴記念館含む。）		○		○	
里山センター（森の学び舎）		○		○	
公園駐車場	彩都西公園、彩都あかね公園、彩都はなだ公園、耳原公園	○		○	

令和5年2月24日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

市職員のマスク着用等について

標記について、大阪府から令和5年2月24日付け災対第2964号で示された「府民等への要請」や国の「マスク着用の考え方の見直し等について」の決定等を踏まえ、下記のとおり決定します。

記

1 対応期間

令和5年3月13日から5月7日まで
(学校においては、4月1日から5月7日まで)

2 対応方針

- (1) 3月13日以降、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とされているが、重症化リスクが高い方と接する場合等はマスクの着用が推奨されていることなど、市民の皆様の安全性に鑑みて、窓口業務に従事する市職員(出先機関等含む)については、引き続きマスクの着用を義務づける。

※窓口業務に従事する職員…対面で市民等に接する職員

- (2) 窓口業務に従事する職員以外であっても、感染防止の観点から、マスクの着用を推奨する。
- (3) 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する際はマスクの着用を推奨する。
- (4) 教育・保育現場等、関係官庁等から個別の対応を求められている場合は、各所属で判断することとする。(卒業式の取扱い等)
- (5) 引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を励行することとする。
- (6) その他、飛沫防止板等の感染防止対策については、これまでどおり実施することとする。

令和5年2月24日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

市主催（共催事業を含む）事業の中止に伴う参加料等について

標記について、令和2年3月24日付け茨木市新型コロナウイルス対策本部決定した「市主催（共催事業を含む）事業の中止に伴う参加料等について（別添のとおり）」の取り扱いは、令和5年3月31日をもって終了します。

なお、「(2) 公共施設の施設利用料について」においては、令和5年3月31日までに行われた利用の取消許可申請を対象とします。

令和2年3月24日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

市主催（共催事業を含む）事業の中止に伴う参加料等について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応（施設の休館等）における参加料等については、下記のとおりとする。

記

1 対応期間

令和2年4月1日から当分の間（延長）

2 対応内容

(1)市主催（市が財政的支援等を行っている共催事業を含む）事業の中止に伴う参加料等について

（対応）市主催及び市が財政的支援等を行っている共催事業で中止したイベント参加料について参加予定者に全額返金する。

(2)公共施設の施設利用料について

（対応）公共施設の利用において、新型コロナウイルス感染予防を理由として中止する団体等には、施設利用料を全額返金する。

(3)事業の実施ができないイベント等に係る実費経費について

（対応）市が補助金や負担金などの財政的支援を行っているイベント等において、新型コロナウイルス感染予防を理由として事業を中止する場合、実施に向けた準備経費等の実費については、原則、交付対象とする。

新型コロナウイルス関連支援事業見直し一覧

1 給付金等に関すること										
No.	種別	事業等名称	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	国・府の状況	今後の方向性			担当課
							対応	実施予定時期	対応理由	
1	支援	住宅確保給付金	就職活動を行う等の条件により、家賃相当額を一定期間支給 【支給額(上限)】 単身: 39,000円 2人世帯: 47,000円 3人世帯以上: 51,000円	国	国	実務を市で実施	廃止	R5.3月末	3月末で国のコロナ特例措置が終了のため廃止する。 なお、コロナ関連事業以外は継続する。	福祉総合相談課
2	支援	傷病手当金(国民健康保険)	新型コロナウイルス感染症の療養のために就労することができず、給与等の全部または一部を受けとることができなくなった場合、傷病手当金を支給	市	国・府	廃止	廃止	R5.5.7	5/8に新型コロナを感染症法上の5類感染症へ位置づけることに伴い、国からの財政支援が終了するため廃止する。 なお、コロナ関連事業以外は継続する。	保険年金課
3	支援	傷病手当金(後期高齢者医療)	新型コロナウイルス感染症の療養のために就労することができず、給与等の全部または一部を受けとることができなくなった場合、傷病手当金を支給	市	国・府後期高齢者医療広域連合	廃止	廃止	R5.5.7	5/8に新型コロナを感染症法上の5類感染症へ位置づけることに伴い、国からの財政支援が終了するため廃止する。 なお、コロナ関連事業以外は継続する。	保険年金課
4	支援	茨木市自治会集会所等整備事業補助	新型コロナウイルス感染症の対策を講じるために必要な改修(20万以上)について、5年を経過しない場合でも補助金の申請を可能としている。	市	市独自	市独自	廃止	R5.3月末	次年度からコロナ対応の有無を問わず、5年を経過しない場合でも補助金の申請を可能とするよう要綱の見直しを行うことから、3月末で廃止する。 なお、本事業は要綱改正のうえ継続する。	市民協働推進課
5	支援	チャレンジいばらき補助金(提案公募型公益活動支援事業補助)	【自由テーマ型事業等】 コロナ禍において、感染症対策を講じた上で、自主的・自発的に創意工夫ある取組を行う市民活動(市民を元気にする企画など)について、補助率等を拡充。 【補助率】 5分の4~5分の2⇒10分の10 【補助額】上限20万円~10万円 ⇒上限20万円	市	市独自	市独自	廃止	R5.3月末	3月末でコロナ対応分への補助が終了のため廃止する。 なお、コロナ関連事業以外は継続する。	市民協働推進課

新型コロナウイルス関連支援事業見直し一覧

No.	種別	事業等名称	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	国・府の状況	今後の方向性			担当課
							対応	実施予定時期	対応理由	
6	支援	DV被害者等の民間シェルター整備等に係る補助	国の交付金を活用し、民間シェルターにおけるSNSを活用した相談やシェルターの改修等に要する経費を補助	市	市独自	縮小	廃止	R5.3月末	3月末で国の交付金事業が終了のため廃止する。	人権・男女共生課
7	支援	茨木市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了したことなどにより、特例貸付を利用できない世帯が、就労による自立、もしくは円滑に生活保護の受給につなげるための給付	国	国	廃止	廃止	R5.3月末	3月末で国の給付金支給業務が終了のため廃止する。	福祉総合相談課
8	支援	文化芸術団体等公演再開支援補助	コロナ感染症の拡大により影響を受けている市内の芸術家・芸術団体の継続的活動を支援するため、感染症対策を講じつつ、不特定多数を対象とした無料の公演等に対し、文化振興財団が事業に要する経費を補助	市	市独自	不明	廃止	R5.3月末	1/27の府の要請においてイベントの開催制限の見直しがあったことを踏まえ、特例措置を3月末で廃止する。	文化振興課
9	支援	文化芸術活動支援補助	コロナ感染症の拡大により影響を受けている市内の芸術家・芸術団体の新たな活動を支援するため、感染症対策を講じつつ、不特定多数を対象とした公演等に対し、文化振興財団が事業に要する経費を補助	市	市独自	不明	廃止	R5.3月末	1/27の府の要請においてイベントの開催制限の見直しがあったことを踏まえ、特例措置を3月末で廃止する。	文化振興課

新型コロナウイルス関連支援事業見直し一覧

2 支払い減免・猶予に関すること										
No.	種別	事業等名称	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	国・府の状況	今後の方向性			担当課
							対応	実施予定時期	対応理由	
1	支援	個人住民税の減免	失業や休廃業で所得が著しく減少した人や、疾病等で多額の医療費を要した人への減免	市	市独自	市独自	継続	-	新型コロナに関係なく、従前からの事業であり、引き続き継続する。 なお、関連支援事業一覧への掲載は終了する。(3月末)	市民税課
2	支援	事業の継続が厳しくなった、収入が大幅に減少した等の理由により、市税を一時に納付することが困難な人への猶予	地方税法改正により、令和2年2月1日から令和3年2月1日までが納期限のすべての税目について、最大1年納付を猶予する特例措置。	市	猶予の特例は法に基づく国都道府県市町村共通。通常のものとは条例に基づく。	法に基づく期間内の徴収猶予特例であり、既に終了している。	廃止	※特例措置はR3.3月で終了	特例措置は令和3年3月で終了している。 なお、本事業は令和3年4月から従前の法・条例に基づき継続している。	収納課
3	支援	介護保険利用者負担額の減免	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する人で、事業の廃止や失業等の理由で、大幅に収入が減少した人への減免	市	国	-	継続	-	新型コロナに関係なく、従前からの事業であり、引き続き継続する。 なお、関連支援事業一覧への掲載は終了する。(3月末)	長寿介護課
4	支援	介護保険料コロナ減免	要介護等被保険者(No.3)・第1号被保険者(No.4)の属する世帯の生計を主として維持する人で、事業の廃止や失業等の理由で、大幅に収入が減少した人への減免	市	国	不明	未定	-	国の方針が示され次第、その方針に基づき対応するため、現時点では未定。	長寿介護課
5	支援	介護保険料の徴収猶予	やむを得ず介護保険料の支払いが遅延する人への徴収猶予	市	国	-	継続	-	新型コロナに関係なく、従前からの事業であり、引き続き継続する。 なお、関連支援事業一覧への掲載は終了する。(3月末)	長寿介護課
6	支援	国民健康保険料の減免	国民健康保険被保険者で、大幅に収入が減少し、保険料を納付することが困難な人への減免	市	国・府	廃止	廃止	R5.3月末(令和4年度相当保険料)	3月末で国の財政支援が終了のため廃止する。 なお、コロナ関連事業以外は継続する。	保険年金課

新型コロナウイルス関連支援事業見直し一覧

No.	種別	事業等名称	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	国・府の状況	今後の方向性			担当課
							対応	実施予定時期	対応理由	
7	支援	後期高齢者医療保険料の減免	後期高齢者医療被保険者で、大幅に収入が減少し、保険料を納付することが困難な人への減免	市	国・府後期高齢者医療広域連合	廃止	廃止	R5.3月末 (令和4年度相当保険料)	3月末で国の財政支援が終了のため廃止する。 なお、コロナ関連事業以外は継続する。	保険年金課
8	支援	国民健康保険料の納付猶予	事業の継続が難しくなった、収入が大幅に減少した等の理由により、保険料を一時に納付することが困難な人への猶予	市	市独自	不明	継続	-	新型コロナに関係なく、従前からの事業であり、引き続き継続する。 なお、関連支援事業一覧への掲載は終了する。(3月末)	保険年金課
9	支援	後期高齢者医療保険料の納付猶予	事業の継続が難しくなった、収入が大幅に減少した等の理由により、保険料を一時に納付することが困難な人への猶予	市	市独自	不明	継続	-	新型コロナに関係なく、従前からの事業であり、引き続き継続する。 なお、関連支援事業一覧への掲載は終了する。(3月末)	保険年金課
10	支援	国民年金保険料の免除等	失業、事業の廃止(廃業)・休止の届出を行った、または令和2年2月以降に所得が相当程度まで下がったことにより、国民年金保険料の納付が困難な人への免除等	市	国	不明	未定	未定	国の方針が示され次第、その方針に基づき対応するため、現時点では未定。	保険年金課
11	支援	保育所等の利用者負担額等の減免について	保育所等への家庭での保育に協力した場合に利用者負担額等を減額する。	国・市	市独自	廃止	廃止	R5.3月末	3月末で国の減免措置が終了のため廃止する。	保育幼稚園事業課
12	支援	公立保育所等の主食費、副食費、月額延長保育料の減免	公立保育所等への家庭での保育に協力した場合に主食費、副食費、月額延長保育料を減免する。	市	市独自	市独自	廃止	R5.3月末	3月末の国の減免措置の終了に伴い、保育所等の臨時休園等を要請することが想定されないため廃止する。	保育幼稚園事業課
13	支援	学童保育室利用料の減額	児童の学童保育室利用料・延長利用料を、日割りで減額	国・市	市独自	廃止	廃止	R5.3月末	3月末で国の減免措置が終了のため廃止する。	学童保育課

新型コロナウイルス関連支援事業見直し一覧

No.	種別	事業等名称	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	国・府の状況	今後の方向性			担当課
							対応	実施予定時期	対応理由	
14	支援	母子父子寡婦福祉資金貸付の償還金の支払猶予	支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合、その支払いを猶予	府・市	府	未定	未定	-	府の方針が示され次第、その方針に基づき対応するため、現時点では未定。	こども政策課
15	支援	水道料金と下水道使用料等の納付猶予	相談内容によって、納付猶予の対応の実施	市	国	未定	継続	-	新型コロナに関係なく、従前からの事業であり、引き続き継続する。なお、関連支援事業一覧への掲載は終了する。(3月末)	水道部営業課
3 期間の延長に関すること										
No.	種別	事業等名称	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	国・府の状況	今後の方向性			担当課
							対応	実施予定時期	対応理由	
1	支援	法人市民税申告期限の延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告等が困難な法人の届出の延長	市	国	未定	未定	未定	国の方針が示され次第、その方針に基づき対応するため、現時点では未定。	市民税課

新型コロナウイルス関連支援事業見直し一覧

4 相談窓口に関すること										
No.	種別	事業等名称	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	国・府の状況	今後の方向性			担当課
							対応	実施予定時期	対応理由	
1	支援	弁護士による無料法律相談	弁護士による無料法律相談	市	市独自	市独自	廃止	R5.5.7	5/8に新型コロナを感染症法上の5類感染症へ位置づけることに伴い、コロナ関係に特化した集計は廃止する。 なお、本事業は継続する。	市民生活相談課
2	支援	消費生活相談	消費者安全法に基づく、消費生活相談	市	市独自	市独自	廃止	R5.5.7	5/8に新型コロナを感染症法上の5類感染症へ位置づけることに伴い、コロナ関係に特化した集計は廃止する。 なお、本事業は継続する。	市民生活相談課
3	支援	こころの健康相談	精神保健福祉士、保健師等による健康相談を実施	市	市独自	不明	廃止	R5.5.7	5/8に新型コロナを感染症法上の5類感染症へ位置づけることに伴い、コロナ関係に特化した集計は廃止する。 なお、本事業は継続する。	健康づくり課
4	支援	DVIに関する相談	配偶者・恋人・家族からの暴力(精神的暴力含む)に関する相談(配偶者暴力相談支援センター)	市	市独自	市独自	廃止	R5.5.7	5/8に新型コロナを感染症法上の5類感染症へ位置づけることに伴い、コロナ関係に特化した集計は廃止する。 なお、本事業は継続する。	人権・男女共生課
5	支援	人権相談	人権に関するさまざまな相談(人権センター)	市	市独自	市独自	廃止	R5.5.7	5/8に新型コロナを感染症法上の5類感染症へ位置づけることに伴い、コロナ関係に特化した集計は廃止する。 なお、本事業は継続する。	人権・男女共生課
6	支援	総合相談	人権や生活上のさまざまな相談(いのち・愛・ゆめセンター3館)	市	市独自	市独自	廃止	R5.5.7	5/8に新型コロナを感染症法上の5類感染症へ位置づけることに伴い、コロナ関係に特化した集計は廃止する。 なお、本事業は継続する。	人権・男女共生課

新型コロナウイルス関連支援事業見直し一覧

No.	種別	事業等名称	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	国・府の状況	今後の方向性			担当課
							対応	実施予定時期	対応理由	
7	支援	ひとり親のための無料法律相談	子育て、生活、就業、DV、養育費の確保、親権、慰謝料、財産分与のことや、残業代、給与等の未払いなどの労働問題等に関する相談	市	市独自	市独自	廃止	R5.5.7	5/8に新型コロナを感染症法上の5類感染症へ位置づけることに伴い、コロナ関係に特化した集計は廃止する。 なお、本事業は継続する。	こども政策課
8	支援	子育てに関する相談	平日、午前10時～午後4時	市	市独自	市独自	廃止	R5.5.7	5/8に新型コロナを感染症法上の5類感染症へ位置づけることに伴い、コロナ関係に特化した集計は廃止する。 なお、本事業は継続する。	子育て支援課
9	支援	児童虐待相談・通告電話	連絡した人の秘密は守られます。平日、午前9時～午後5時(子育て総合センター)	市	市独自	市独自	廃止	R5.5.7	5/8に新型コロナを感染症法上の5類感染症へ位置づけることに伴い、コロナ関係に特化した集計は廃止する。 なお、本事業は継続する。	子育て支援課

5 教育に関すること

No.	種別	事業等名称	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	国・府の状況	今後の方向性			担当課
							対応	実施予定時期	対応理由	
1	支援	電話教育相談	不安な気持ちや心配に思っていること、悩みについての相談	市	市独自	市独自	廃止	R5.5.7	5/8に新型コロナを感染症法上の5類感染症へ位置づけることに伴い、コロナ関係に特化した集計は廃止する。 なお、本事業は継続する。	教育センター

新型コロナウイルス関連支援事業見直し一覧

6 事業者支援に関すること(様々な業種に当てはまるもの)										
No.	種別	事業等名称	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	国・府の状況	今後の方向性			担当課
							対応	実施予定時期	対応理由	
1	支援	事業再構築補助金	新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体の新たな挑戦を支援	国	国	継続	継続	-	国事業のため、本市対応なし。	商工労政課
2	支援	事業再構築計画策定補助金	国の事業再構築補助金を申請する際の計画書策定経費を支援する	市	市独自	市独自	継続	-	国の補助制度が継続される見込みであるため継続する。	商工労政課
3	支援	新しい生活様式対応事業所応援補助金	事業者に対するテレワーク、デリバリー又はテイクアウトサービスの実施及び感染防止対策に係る経費の支援	市	市独自	市独自	廃止	R5.3月末	事業者における感染防止やテレワークの導入等コロナ対策については一巡していることから、当該事業を3月末で廃止する。	商工労政課
4	支援	キャッシュレス決済導入支援事業補助金	キャッシュレス決済端末等を購入経費の支援	市	市独自	市独自	継続	-	非接触型決済推進の側面から、事業を継続する。	商工労政課
5	支援	ECサイト活用支援補助金	ECサイト開設、海外貿易に係るコンサルタント費用を支援する	市	市独自	市独自	継続	-	当初はコロナ対策で開始した事業であるが、引続き継続する。	商工労政課
6	支援	新型コロナ関連融資に係る利子補給金	国の利子補給制度受給後の2年間の利子について、補助を行う。	市	市独自	市独自	新規	R6.1月	令和5年度から申請開始(令和5年1月から12月までの利息)のため。	商工労政課

新型コロナウイルス関連支援事業見直し一覧

No.	種別	事業等名称	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	国・府の状況	今後の方向性			担当課
							対応	実施予定時期	対応理由	
7	支援	雇用調整助成金の特例措置	労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成	国	国	未定	未定	-	国事業のため、本市対応なし。	商工労政課
8	支援	小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主向け）	小学校等の休業により、事業主が子どもの世話を必要とする労働者に対し、有給休暇を取得させた場合の助成	国	国	廃止	廃止	R5.3月末	国事業のため、本市対応なし。	商工労政課
9	支援	小学校休業等対応助成金（委託で仕事を受け個人で事業をする方向け）	小学校等の休業により、契約した仕事ができなくなった保護者に対する助成	国	国	廃止	廃止	R5.3月末	国事業のため、本市対応なし。	商工労政課
10	支援	新型コロナウイルス感染症特別貸付	国のコロナ関連融資	国	国	未定	未定	-	国事業のため、本市対応なし。	商工労政課
11	支援	新型コロナウイルス感染症等伴走支援型資金	大阪府のコロナ関連融資	府	府	継続	継続	-	府事業のため、本市対応なし。	商工労政課
12	支援	新型コロナウイルス感染症対応緊急資金	大阪府のコロナ関連融資	府	府	廃止	廃止	R5.3月末	府事業のため、本市対応なし。	商工労政課
13	支援	新型コロナウイルス感染症経営改善サポート資金	大阪府のコロナ関連融資	府	府	継続	継続	-	府事業のため、本市対応なし。	商工労政課

新型コロナウイルス関連支援事業見直し一覧

No.	種別	事業等名称	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	国・府の状況	今後の方向性			担当課
							対応	実施予定時期	対応理由	
14	支援	セーフティネット保証制度	中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づき、セーフティネット保証4号の認定書を発行	市	国	未定	未定	-	国の指定期間が令和5年3月末までであるため、令和5年4月以降の実施は未定。	商工労政課
15	支援	キャッシュレス化の推進と消費喚起に向けたポイント還元事業	市内の指定店舗及び決済事業者での買物・飲食の決済を行った場合のポイント還元(上限額等あり)	市	市独自	市独自	廃止	R5.3月末	令和2年度から3年間事業継続したことにより、キャッシュレス化の推進が一定図れたことから、本事業を3月末で廃止する。	商工労政課

7 事業者支援に関すること(医療、子育て、福祉、農業に関すること)

No.	種別	事業等名称	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	国・府の状況	今後の方向性			担当課
							対応	実施予定時期	対応理由	
1	支援	民間学童保育室へ感染予防用品の購入費補助(子ども・子育て支援交付金)	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、マスクの購入や施設の消毒に必要な経費の補助。	国・市	市独自	継続	継続	-	「新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が発生した場合における対策費」等、交付を限定的にする国による要綱改正に則り実施する。	学童保育課
2	支援	民間の地域子育て支援拠点へ感染予防用品の購入費補助(子ども子育て支援交付金)	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、マスクの購入や感染症対策に必要な研修受講料等について補助 【対象経費】 マスク、消毒液、空気清浄機等の感染予防に必要なものの購入費、研修受講、かかり増し経費等 【補助額】30万円(上限)	国・市	市独自	継続	継続	-	「新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が発生した場合における対策費」等、交付を限定的にする国による要綱改正に則り実施する。	子育て支援課

新型コロナウイルス関連支援事業見直し一覧

No.	種別	事業等名称	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	国・府の状況	今後の方向性			担当課
							対応	実施予定時期	対応理由	
3	支援	民間の子育て短期支援事業所(児童養護施設)へ感染予防用品の購入費補助(子ども子育て支援交付金)	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、マスクの購入や感染症対策に必要な研修受講料等について補助 【対象経費】 マスク、消毒液、空気清浄機等の感染予防に必要なものの購入費、研修受講、かかり増し経費等 【補助額】30万円(上限)	国・市	市独自	継続	継続	-	「新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が発生した場合における対策費」等、交付を限定的にする国による要綱改正に則り実施する。	子育て支援課
4	支援	民間の地域子育て支援拠点での感染症対策のための改修費補助(子ども子育て支援交付金)	新型コロナウイルスの感染症拡大を防止するため、感染症対策のために必要となる改修や整備等の費用を補助 【対象】新型コロナウイルス感染症との感染対策のために必要となる改修や整備費 【補助額】100万円(上限)	国・市	市独自	継続	継続	-	「新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が発生した場合における対策費」等、交付を限定的にする国による要綱改正に則り実施する。	子育て支援課
5	支援	私立認定こども園等へ感染予防用品の購入費補助(保育対策総合支援事業費補助金)	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、マスクの購入や施設の消毒に必要な経費について補助	国・市	市独自	継続	継続	-	「新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が発生した場合における対策費」等、交付を限定的にする国による要綱改正に則り実施する。	保育幼稚園事業課
6	支援	私立認定こども園等での感染症対策のための改修費補助(保育対策総合支援事業費補助金)	新型コロナウイルスの感染症拡大を防止するため、感染症対策のために必要となる改修や整備等の費用を補助	国・市	市独自	未定	廃止	R5.3月末	新型コロナウイルス感染症対策のための施設改修について希望される施設の改修が完了したため	保育幼稚園事業課
7	支援	私立認定こども園等へ感染予防用品の購入費補助(子ども・子育て支援交付金)(各事業分)	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、通常想定していない人件費に対する補助及びマスクの購入や施設の消毒に必要な経費について補助	国・市	市独自	継続	継続	-	「新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が発生した場合における対策費」等、交付を限定的にする国による要綱改正に則り実施する。	保育幼稚園事業課
8	支援	私立認定こども園等での感染症対策のための改修費補助(子ども・子育て支援交付金)(各事業分)	新型コロナウイルスの感染症拡大を防止するため、感染症対策のために必要となる改修や整備等の費用を補助	国・市	市独自	未定	廃止	R5.3月末	新型コロナウイルス感染症対策のための施設改修について希望される施設の改修が完了したため	保育幼稚園事業課

新型コロナウイルス関連支援事業見直し一覧

No.	種別	事業等名称	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	国・府の状況	今後の方向性			担当課
							対応	実施予定時期	対応理由	
9	支援	コミュニティデイハウスICT活用補助	ICT活用に要する情報通信機器等の購入費用及びICT講座に要する教材購入費用の補助	市	市独自	不明	廃止	R5.3月末	3月末でICT活用を希望するコミュニティデイハウス事業所への補助が終了のため廃止する。	長寿介護課
10	支援	茨木市介護サービス事業所等PCR検査等費用助成金	市内介護サービス事業所を有する法人および街かどデイハウス・コミュニティデイハウスの職員または施設利用者のうち、感染のおそれがあり行政検査の対象外とされた者に対し、PCR検査を行うための費用の一部を助成	市	市独自	不明	廃止	R5.3月末	代替機関の普及による市の事業需要がなくなったため。	長寿介護課
11	支援	障害福祉サービス事業所へのPCR検査等費用助成	市内障害福祉サービス事業所等で新型コロナウイルス感染の疑いがある職員及び利用者に対し、事業所が自費で実施したPCR検査等の費用を助成(行政上の対象者を除く) 【支給額】1人当たり2万円上限 1事業所当たり30人分まで 【申請期限】令和5年3月31日	市	市独自	市独自	廃止	R5.3月末	これまでの実績等を鑑み、廃止。	障害福祉課
12	支援	障害児通所支援事業所等PCR検査等費用の助成	市内障害児通所事業所等を有する法人で新型コロナウイルス感染症の疑いがある職員及び利用者に対し、PCR検査等を行うための費用の一部を助成(行政検査の対象者を除く) 【支給額】1人当たり2万円上限 1事業所当たり30人分まで	市	市独自	市独自	縮小	R5.4月	濃厚接触等、感染の疑いがある場合における申請者数が減少し、新型コロナを感染法上の5類感染症に位置付ける方針の決定にあわせ、事業を縮小する。	子育て支援課
13	支援	保育施設等PCR検査等費用の助成	新型コロナウイルスの陽性者が出た市内保育施設等で行政検査対象外となった職員及び子どもに対し、PCR検査等の費用を助成	市	市独自	市独自	縮小	R5.4月	濃厚接触等、感染の疑いがある場合における申請者数が減少し、新型コロナを感染法上の5類感染症に位置付ける方針の決定にあわせ、事業を縮小する。	保育幼稚園事業課
14	支援	学童保育施設PCR検査等費用の助成	新型コロナウイルスの陽性者が出た市内学童保育施設等で行政検査対象外となった職員及び子どもに対し、PCR検査等の費用を助成。	市	市独自	市独自	縮小	R5.4月	濃厚接触等、感染の疑いがある場合における申請者数が減少し、新型コロナを感染法上の5類感染症に位置付ける方針の決定にあわせ、事業を縮小する。	学童保育課

新型コロナウイルス関連支援事業見直し一覧

No.	種別	事業等名称	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	国・府の状況	今後の方向性			担当課
							対応	実施予定時期	対応理由	
15	支援	地域子育て支援拠点事業PCR検査等費用の助成	市内地域子育て支援拠点事業所を行う者でPCR検査等の必要があると認められた従業者又は利用者に対し、PCR検査等を行うための費用の一部を助成(行政検査の対象者を除く) 【支給額】1人当たり2万円上限 1事業者当たり30人分まで	市	市独自	市独自	縮小	R5.4月	濃厚接触等、感染の疑いがある場合における申請者数が減少し、新型コロナを感染法上の5類感染症に位置付ける方針の決定にあわせ、事業を縮小する。	子育て支援課
8 その他支援に関すること										
No.	種別	事業等名称	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	国・府の状況	今後の方向性			担当課
							対応	実施予定時期	対応理由	
1	支援	新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者認定者に対する買物等支援サービス事業	買物代行等	市	市独自	市独自	廃止	R5.3月末	療養期間中の外出自粛において、国の対処方法の変更(療養解除期間の短縮、陽性者及び濃厚接触者の外出自粛の緩和)による行動制限の緩和となっているため、市独自の自宅療養者支援サービスを廃止	地域福祉課
2	支援	茨木市新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者認定者に対する日用品・食料品・乳幼児食等の配達支援事業	新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者認定者に対して、在宅療養期間中等における生活に係る不安や負担を軽減するため、自宅療養支援パック(日用品・食料品・乳幼児食等)の配達支援を行う。	市	市独自	市独自	廃止	R5.3月末	療養期間中の外出自粛において、国の対処方法の変更(療養解除期間の短縮、陽性者及び濃厚接触者の外出自粛の緩和)による行動制限の緩和となっているため、市独自の自宅療養者支援サービスを廃止	福祉総合相談課
3	支援	茨木市新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援センター	新型コロナウイルス感染症による自宅療養者の困りごとの把握と相談・支援 【日時】月曜日～金曜日(祝日除く)9時～17時 【場所】福祉部福祉総合相談課内 ※実施は令和3年12月13日から	市	市独自	市独自	廃止	R5.3月末	療養期間中の外出自粛において、国の対処方法の変更(療養解除期間の短縮、陽性者及び濃厚接触者の外出自粛の緩和)による行動制限の緩和となっているため、市独自の自宅療養者支援サービスを廃止	福祉総合相談課
4	支援	茨木市新型コロナウイルス感染症による自宅療養者へのごみ収集支援事業	自宅療養者等への戸別収集	市	市独自	市独自	廃止	R5.3月末	療養期間中の外出自粛において、国の対処方法の変更(療養解除期間の短縮、陽性者及び濃厚接触者の外出自粛の緩和)による行動制限の緩和となっているため、市独自の自宅療養者支援サービスを廃止	環境事業課